

# ベトナム人技能実習生グエットさんの上告申立に 最高裁判所上告棄却決定に抗議する

2026年3月12日

コムスタカー外国人と共に生きる会

佐久間 順子

最高裁判所は2026年3月9日、グエットさんの上告を棄却しました。

私たちはこの決定に対し、強い憤りと深い失望を覚えています。この決定は、孤立出産という深刻な社会問題に対して司法が真正面から向き合うことを避けたものであり、極めて不当だと言わざるを得ません。

弁護団が最高裁に提出した上告趣意書は、本件が単なる死体遺棄事件ではなく、外国人技能実習生という極めて弱い立場に置かれた女性が、妊娠・出産に関する情報や医療、社会的支援から切り離され、孤立したまま死産に至ったという構造的問題を含む事件であることを指摘していました。また、リプロダクティブ・ライツおよびリプロダクティブ・ジャスティスの観点から、本件が憲法上の権利侵害にあたる可能性があること、さらに妊娠・出産という女性特有の状況を十分に考慮しない刑事判断が、結果として女性に不利益をもたらす間接差別にあたること、そして外国人女性という立場が重なることによる交差差別の問題についても訴えていました。

それにもかかわらず、最高裁はこれらの重要な問題について実質的な検討を行うことなく、「上告理由に当たらない」として退けました。憲法違反や国際人権法に関する主張についても、理由が示されないまま退けられています。

この決定は、孤立出産に追い込まれた女性の現実を考慮することなく、その責任を女性一人に負わせるものです。本来問われるべき日本社会が抱える構造的問題に目を向けないまま、不正義をそのまま認めてしまう判断だと言わざるを得ません。

グエットさんは、外国人技能実習生として日本で働く中で妊娠が判明し、誰にも相談できない状況の中で孤立出産に追い込まれました。

リプロダクティブ・ジャスティスの観点から見れば、すべての人が安全で尊厳のある環境の中で妊娠・出産・子育てに関する選択を行うことができる社会が実現されなければなりません。しかし日本では、子どもを持つ権利、子どもを持たない権利がいまだ十分に保障されておらず、経済的困難、社会的孤立、医療へのアクセスの制約などにより、多くの女

性が支援につながるできないまま孤立出産へと追い込まれています。この問題は技能実習生に限られたものではありません。社会的に弱い立場に置かれた女性ほど、医療や支援へのアクセスから排除されやすいという構造の中で生じている問題です。

こんな社会が彼女を孤立出産へと追い込んだにもかかわらず、最終的に責任を負わされているのは彼女一人です。社会の側にある責任は、いったい誰が問うのでしょうか。

本件は、同様の状況に置かれたベトナム人技能実習生リンさんの事件と比べても、極めて不合理な結果となっています。リンさんは最高裁で無罪とされ、グエットさんは有罪とされました。しかし、その差は本質的なものではありません。出産後に子どもがどこに置かれていたかという違いにすぎません。

出産から医療機関に連れて行かれるまでの時間は、リンさんの場合は約 33 時間、グエットさんの場合はわずか 8 時間でした。出産直後の女性がどのような身体的・精神的状況にあるのかを考えれば、その短時間の中でどのような行動を取れるのかを慎重に検討する必要があるはずです。それにもかかわらず、その現実への配慮を欠いたまま結果のみをもって刑事責任を判断することは、女性の身体と出産の現実を著しく軽視した判断であると言わざるを得ません。

さらに、医療機関で死産した女性には、子どもの遺体の処置は求められません。医療従事者が行ってくれます。しかし、孤立出産をした女性に対しては、死産直後でも遺体の適切な処置を求められ、それができないことが犯罪とされてしまっています。

本来、医療機関、行政、警察、そして司法は、困難な状況に置かれた人を支える役割を担うべき存在です。しかし現実には、孤立出産した女性を支援の対象とするのではなく、「無責任な母親」「母親になる資格のない女性」といったレッテルを貼り、犯罪者として扱うことが常態化しています。こうした差別的構造が、女性たちをさらに沈黙と孤立へと追い込んでいますが、今回の決定はこの差別的な構造を正当化するものです。

このままでは、第二、第三のグエットさん、リンさんが生まれ続けることになるでしょう。孤立出産に追い込まれた女性が犯罪者として扱われる社会を、私たちは決して容認することはできません。私たちは、この不正義に対して声を上げ続けます。そして、孤立出産に追い込まれた女性が罰せられるのではなく、支えられる社会へと変えていくために、今後も取り組みを続けていきます。

孤立出産の犯罪化に終止符を！